国際帝国主義の侵略反革命・第三世界支配を粉砕し、全世界の帝国主義を打倒せよ／世界プロレタリア革命―世界プロレタリア独裁―共産主義を実現する新しいインターナショナル(世界単一党)を国際階級闘争の最前線に創建せよ／

今号の内容
4月政治アピール ……P1～3
3・25反動判決を弾劾する ……P4～6
第13回ＩＳＡの成功を ……P7～8

1996年
4月1日
第489号
編集発行人 海路 薫
一部 300円

烽火

NOROSHI

共産主義者同盟（全国委員会）
■ 大阪戦旗社 大阪市北区本庄西2－8－19
明豊ビル401号 大労協内
TEL.(06)371-3706
○郵便振替 00930-0-63333
○銀行口座 第一勧銀 551-1058150

日米首脳会談を粉砕せよ

米軍用地の不法占拠弾劾

四月、全国の労働者・学生の総力をあげた政治決起が要求されている。三月二五日、福岡高裁那覇支部は「職務執行命令訴訟」判決公判において、大田知事に代理署名を命ずる反動判決をうちおろした。そして日帝―橋本政権は、四月一日から知花昌一さんが所有する米軍用地の不法占拠を強行し、日米安保体制を防衛するために何としても米軍用地の強制使用を行おうとしている。われわれ共産主義者同盟（全国委員会）は、全国の労働者・学生が、三月末から四月にかけての米軍用地強制使用阻止闘争の沖縄―「本土」を貫くたたかいを引きつぎ、四月一六日に予定されるクリントン来日、一七日の日米首脳会談による日米安保の「再定義」を粉砕するたたかいに総力で決起することを訴える。

すでに、四月一五日には大阪（扇町公園）で、一六日には東京（代々木公園）で、「沖縄から訴える！土地の強制使用を許さない集会」の開催が、沖縄軍用地違憲訴訟支援県民共闘会議（違憲共闘会議）、権利と財産を守る軍用地主会（反戦地主会）、沖縄一坪反戦地主会によって呼びかけられている。沖縄人民は、このために一〇〇人におよぶ「本土」派遣団を予定している。また、「日米のアジア支配に反対し、アジア人民の連帯を推進する日本連絡会議」（アジア共同行動日本連絡会議）も、こうしたたたかいに連帯し、四月一六日に日米安保「再定義」粉砕闘争とデモ（午後一時三〇分～／於・桧町公園）を呼びかけている。そして、四月一二日の「沖縄の米軍用地の強制使用を許すな！今こそ反基地・反安保の声を！全京都集会実行委員会」による日米首脳会談反対京都集会（午後六時三〇分～／円山公園ラジオ塔前）とデモなど、日米首脳会談に反対する各地でのたたかいが組織されようとしている。

まさにいま、全国いたるところで沖縄人民のたたかいに心を寄せ、「基地も安保もいらない」という労働者人民の怒りの声が芽生えている。全国の労働者・学生は、米軍基地全面撤去、安保破棄を要求する労働者人民の政治闘争を不眠不休で組織しなければならない。また、従専処理をめぐる橋本政権に対する労働者大衆の広範な怒りを、日米安保に対する闘争へとしっかりと結合させなければならない。先進的労働者・学生は、労働者人民のなかに米軍基地撤去・安保破棄の要求を全力でおし広げつつ、「アジアにおける反帝闘争と連帯し、沖縄の侵略反革命前線基地を粉砕せよ！日米安保粉砕！アジア集団安保粉砕！」のスローガンを高々と掲げよう。四月日米首脳会談―日米安保「再定義」粉砕闘争に全国で決起しよう。（次頁へ）

反動判決に抗議する沖縄の労働者・市民（3月25日）

★沖縄から訴える！
土地の強制使用を許さない集会
■大阪 4月15日午後6時 扇町公園
■東京 4月16日午後6時 代々木公園
■主催 反戦地主会、一坪反戦地主会
違憲共闘会議

★安保「再定義」粉砕闘争
■4月16日午後1時30分 檜町公園
■主催 アジア共同行動日本連絡会議

反日帝国際主義の旗高く掲げ 4・15大阪集会、16東京集会へ

安保「再定義」を ★全力で粉砕せよ★

日米帝国主義は、日米首脳会談における日米安保の「再定義」によって、日米安保の実質的な大改定を強行するつもりである。日米政府は、沖縄人民の米軍基地撤去要求を、「整理・統合・縮小」などというペテンで何とか懐柔することを狙ってきた。同時に、日米安保の「再定義」によって、日米安保の新たな再編強化をもくろんでいる。そして、この下で沖縄の侵略反革命前線基地としての再編成を組織しようとしてきた。

日米安保「再定義」とは、第一に、日米安保をアジア太平洋全域から全世界を対象とした軍事同盟へと転換しようとするものである。日米安保は、その条文において「日本の安全」を目的とし、また「極東における平和と安全」のために米軍の在日米軍基地使用を定めてきたものであった。もちろん、中東侵略戦争においてそうであったように、実際は米帝による世界戦略の軍事拠点・出撃拠点として在日米軍基地は機能させられてきた。日米安保「再定義」は、こうした現実を追認しつつ、さらに日米安保が「アジア太平洋地域の平和と安全」「世界的な平和の維持」のための軍事同盟であることを宣言し、安保条約の実質改定を強行することなのである。

第二に、日米帝国主義は今回の日米安保「再定義」によって、日米安保のアジア安保化・世界安保化に対応する日米共同の軍事行動・戦争発動体制を抜本的に強化しようとしている。日米安保は、その条文において、日米共同軍事行動は「日本に対する武力攻撃が発生した場合」におこなわれると規定されてきた。だがそれは、一九七八年の「日米防衛協力のための指針（日米防衛協力ガイドライン）」で、「極東有事」に対応するものへと拡大されてきた。そして、今回の安保「再定義」では、アジア太平洋全域での日米共同軍事行動、さらには世界的規模でのPKOに関する日米両軍の協力などへとエスカレートさせられようとしているのである。そして、日米帝国主義は、これを支えるために、ACSA（日米物品役務融通協定）の締結や日米防衛協力ガイドラインの改定などを同時進行させていこうとしているのである。

第三に、こうした安保「再定義」は、日米安保をアジアにおける集団安保体制・機構の中軸へと再編することを鮮明に狙ったものである。日米帝国主義は、アジアにおける新たな帝国主義支配秩序の編成を推進し、帝国主義の支配に敵対するあらゆる「地域紛争」を予防・鎮圧するために、アジアにおける新たな集団的安保体制を作りあげようとしている。このアジア集団安保体制の中軸を担うものへと転換していこうとしている。加えて、こうした策動と連動して、日米帝である。日帝は、このためにASEAN地域フォーラム（ARF）の創設を実験場としながら、アジア太平洋PKOセンターの設置などをも展望し続けてきた。日帝は、日米安保の「再定義」によって、日米安保をアジア集団安保体制の中軸を担うものへと転換していこうとしている。加えて、こうした策動と連動して、日米韓の本格的な軍事同盟の形成をも展望しているのである。

まさに、日米安保の「再定義」とは、実際は安保条約の大改定である。日米帝国主義は、アジアの支配権をかけた帝国主義間抗争の激化を内包しつつ、アジアにおける新たな帝国主義支配秩序の再編成に向けて、アジアにおける一切の反帝闘争を予防・鎮圧することに共通の利益を見いだしている。このために日米帝国主義は、日米安保の「再定義」という日米安保の大改定に打ってでたのである。

同時にこの日米首脳会談では、沖縄の米軍基地の「整理・統合・縮小」についても議論されることになっている。沖縄人民は、日米安保の「再定義」がおこなわれ、アジアに展開する米軍一〇万人体制、在日米軍四万七〇〇〇人体制の維持が日米首脳会談で再確認されるならば、在沖米軍基地がさらに固定化されるとしてこれに厳しく反対してきた。しかし、日米帝国主義の在沖米軍基地問題への対応は、あくまでも日米安保の「再定義」を前提とし、現在の在日米軍の戦力の維持を前提としたものである。すなわち、日米帝国主義は日米安保の「再定義」が要求する在沖米軍基地機能の維持を前提としつつ、沖縄内での米軍基地の再編成と一部基地機能の「本土」移転によって、沖縄人民のたたかいを懐柔しようと策動している。そればかりではない。日米両国政府は、このわずかばかりの在沖米軍基地の「整理・統合・縮小」の前提として、自衛隊の有事即応体制の強化、有事における自衛隊基地の米軍による共用など、日本側での有事立法制定の動きをともないつつ、有事における日米共同軍事行動の飛躍的な強化を推進しようとしているのである。在沖米軍基地撤去の要求は日米安保破棄の要求と固く結合させねばならず、また自衛隊の海外派兵と有事即応体制を粉砕するたたかいと固く結合させねばならない。進行する事態は、このことをますます鋭く要求しているのだ。

沖縄人民に連帯 ★する闘いに立て★

こうして日米帝国主義は、日米首脳会談において沖縄人民の米軍基地撤去・安保破棄にむけたたたかいの前進を懐柔し、安保「再定義」を強行しようとしている。だが、沖縄人民のたたかいは、すでに日米帝国主義者のあらゆる懐柔策をはねのけ、米軍基地の全面撤去を掲げるまでに大きく前進してきた。これを背景として沖縄県が発表した「アクション・プログラム」は、二〇一五年までに沖縄から米軍基地を全面撤去し、その跡地に国際都市を建設することを展望するものであった。アジア第三世界諸国人民の反日帝闘争との結合を欠いた国際交流や国際都市構想は、日帝の侵略反革命支配の補完へと収れんさせられていかざるをえないものであり、この構想の限界は明らかである。しかし、いま問題にすべきなのは、地方自治体・県をして米軍基地の全面撤去を明確に主張させるまでに至った沖縄人民の巨大な反基地闘争の存在であり、かつそのたたかいをいかに前進させていくのか、ということにある。この点で「本土」の先進的労働者に問われているのは、今日の沖縄人民のたたかいがアジアの反帝闘争と深く結合し、沖

反安保闘争への人民の総決起を

★

共産主義者同盟（全国委員会）は、改めて全国の先進的労働者・学生に訴える。四月一七日の日米首脳会談・日米安保「再定義」を粉砕するために、労働者階級の政治決起を全力で組織し前進させよう。そしてを結合させるものとして、四月、次の三つのたたかいを決定的に重視して推進しよう。

第一に、九六春闘を反安保闘争と結合してたたかいぬくことにある。長期化する不況の下で、本格的な産業構造の再編成を開始した日帝は、日経連の「新時代の日本的経営」がさし示すように、新たな労働者支配の編成を猛然と開始している。九六春闘は、失業と低賃金、無権利、不安定雇用を強制する資本の攻勢と対峙し、相対的下層労働者の生活と権利を防衛し、階級的労働運動の前進を全国でかち取っていくための重大な位置をもってたたかわれている。この九六春闘を反安保闘争と結合させてたたかうことが、今や決定的に重要となっている。経済闘争と政治闘争を結合させ、労働者階級の反安保闘争をあらゆる職場から大衆的かつ徹底的に推進しよう。橋本政権は、住専処理をめぐって、あからさまな大資本擁護の反人民的政策を強行している。橋本政権に対する労働者大衆の反政府抵抗闘争を反安保闘争と結合させねばならない。開始されている九六春闘のただ中から、労働者階級を反安保闘争の主導勢力へとおしあげるために全力で奮闘しよう。こうしたたたかいを、アジア第三世界の労働者階級との連帯を強めつつ推進しよう。

第二に、労働者階級のたたかいと連動し、学生戦線における新歓闘争の大成功をかち取り、新入生の反安保闘争への決起を断固として推進しよう。学生大衆、とりわけ新入生の内部に、沖縄人民連帯・米軍基地撤去・日米安保粉砕を徹底的に持ち込もう。アジアにおける反日帝闘争への共感と連帯を学生内部におし広げよう。そして、四月新歓闘争を通して、各学園からの新入生の政治決起を大胆にかち取ろう。沖縄と各学園をつなぐ新歓闘争の大成功を大衆的にかち取り、反帝国際主義派学生運動の前進を大胆に進めよう。

第三に、元日本軍「慰安婦」のたたかいに連帯し、日帝による戦後補償問題の欺まん的収束策動を粉砕するたたかいと反安保闘争の結合を断固として推進しよう。三月末にフィリピンにおいて「第四回アジア女性連帯会議」が開催された。韓国、フィリピン、インドネシア、台湾、日本などの各国・地域から、元日本軍「慰安婦」とその支援組織が参加し、日帝が推進する「民間基金」に反対し、国際的な共同のたたかいを討議した。この「第四回アジア女性連帯会議」を受け、日帝の「民間基金」運動と今夏の元日本軍「慰安婦」への「見舞金」支給による決着という反動的シナリオを粉砕するたたかいを全力で推進しよう。「民間基金反対・戦後補償立法制定・市民基金」運動を支持し、アジア人民の戦後補償要求闘争に連帯し、日帝の侵略反革命策動の強化と対決しよう。これらを安保粉砕闘争と結合させて大衆的に推進しよう。そして、全戦線で安保粉砕闘争を要とした女性労働者の政治決起を大胆に前進させよう。

日本労働者階級のたたかいに注目している。日本の労働者階級は、これに応えなければならない。沖縄の侵略反革命前線基地を粉砕し、日米安保―アジア集団安保を粉砕する日本労働者階級の断固たるたたかいの前進をもって、これに応えなければならない。プロレタリア国際主義の精神で武装された反安保闘争の前進をもって、これに応えなければならない。

沖縄の侵略反革命前線基地粉砕のたたかいへと前進することにこそ全力で連帯しなければならないということなのである。そして、この沖縄人民のたたかいの前進を唯一担うことができる沖縄の労働者階級のたたかいをこそ、全力で発展させていかねばならない。

この前進を組織するためにも絶対的に要求されることは、まず沖縄人民のたたかいに応える「本土」における米軍基地撤去・安保破棄へと向かう労働者階級の巨大なたたかいを総力をあげて開始することにある。とりわけこの四月においては、四月一五日に大阪、四月一六日に東京で開催される「沖縄から訴える！土地の強制使用を許さない集会」への「本土」労働者の総決起を実現することにある。そして、こうしたたたかいと結合して、アジア第三世界諸国の反帝闘争と恒常的に結合した「アジア共同行動日本連絡会議」が呼びかける四月一六日の「日米安保再定義粉砕闘争」への総結集を実現することにある。また、四月一二日の日米首脳会談反対京都集会など各地で組織される闘争を先頭でたたかいぬくことにある。先進的労働者・学生は、これらの沖縄―「本土」を貫く労働者階級の一連の政治決起のなかに、「アジアにおける反帝闘争と連帯し、沖縄の侵略反革命前線基地を粉砕せよ！日米安保粉砕！アジア集団安保粉砕！」の政治スローガンを持ち込み、労働者階級の反安保闘争をアジア第三世界人民との国際共同闘争として大きく前進させていかなければならない。

フィリピンや韓国などの反帝国主義勢力は、沖縄における米軍基地撤去闘争と日本労働者階級の反安保闘争に重大な関心を寄せるとともに、心からの連帯と共同闘争を前進させていく意思を表明している。また台湾においても、三月に米帝の介入策動に反対する反米帝闘争がたたかわれた。アジア諸国・地域の反帝国主義勢力は、日本帝国主義のアジア第三世界支配と闘争する

沖縄から訴える！
土地の強制使用を許さない
東京（大阪）集会

と　き　　１９９６年4月１５日　午後６時
ところ　　扇町公園（大阪集会）

と　き　　１９９６年4月１６日　午後６時
ところ　　代々木公園（東京集会）

共　催　沖縄県軍用地違憲訴訟支援県民共闘会議
権利と財産を守る軍用地主会（反戦地主会）
沖縄一坪反戦地主会

司会　違憲共闘会議　　房前三男
アトラクション　　海勢頭豊

1．開会宣言　　沖縄一坪反戦地主会
2．主催者代表挨拶　　違憲共闘会議議長　有銘政夫
3．決意表明　　大田知事か那覇市長、
沖縄市長、読谷村長
反戦地主会会長
弁護団代表
女性代表
4．連帯の挨拶　　大阪・東京県人会代表
5．激電・メッセージ披露
6．「沖縄を返せ」斉唱
7．沖縄からのアピール　青年代表
8．がんばろう　　違憲共闘会議議長　有銘政夫
9．閉会宣言

3・25反動判決弾劾！米軍用地強制使用を粉砕せよ！

全国の労働者人民の皆さん！福岡高裁那覇支部は三月二五日、米軍用地強制使用のための「職務執行命令訴訟」判決公判において、大田沖縄県知事に土地物件調書への代理署名を命ずる反動判決をうちおろした。われわれは、満身の怒りをこめてこの判決を弾劾する。そして、知花昌一さんの所有地を焦点にした四月一日の沖縄現地闘争を引きつぎ、米軍用地強制使用を阻止するためのたたかいをさらに推進し、米軍基地撤去－日米安保破棄へと突き進むことをあらためて呼びかける。

国の意向に従う許すまじき判決

三月二五日、沖縄は燃えあがる怒りに包まれた。たたかう労働者人民、心あるすべての沖縄の人々は突きあげる怒りなしにこの判決を聞くことができなかった。この日の沖縄の新聞（琉球新報）は、次のように怒りの声を伝えている。「初めから予想された判決だ。裁判長は、大田知事の主張してきたことを理解したように言っていたが、実際の判決にはまったく反映されていない。実質審理が何もできておらず、国の主張をおうむ返しに言っているだけ。むかむかして途中で席を立った。四月一日に立ち入りを申請しているが、防衛庁からはまだ返事はない。楚辺通信所をフェンスで囲うのは新たな土地接収だ。立ち入りを認めないのは国自らが法治国家を投げ捨てるもの。粛々と立ち入りを求めていく」（三月二一日に所有地の使用期限が切れる反戦地主の知花昌一さん）。「実にけしからん内容だ。知事の態度は分かると言っていたが、それが本当に分かるならこんな判決は出ない。予想されたことではあるが、裁判所が主権者の権利をまっ殺したものだ。この暴挙を許すわけにはいかない。明日からのたたかいを強化したい」（有銘政夫違憲共闘会議議長）。「判決は国のシナリオ通りだ。これまでの訴訟指揮を見ていて、こういう結果が出るのは分かっていた。結果は、火に油を注ぐものだ。たたかいは始まったばかり。沖縄に米軍基地がある限り、少女乱暴事件や基地被害はなくならない。ウチナンチュの心を踏みにじるものだ」（反戦地主の島袋善祐さん）。

まさにこの判決は、米軍基地の撤去を願うすべての沖縄人民、米軍基地撤去－安保破棄を要求するすべてのたたかう労働者人民への挑戦である。そして、福岡高裁那覇支部にこのような判決を強制したものこそ、日本政府にほかならない。日本政府は昨年五月九日、三〇〇〇人にのぼる反戦地主・一坪反戦地主が所有する米軍用地の強制使用認定をおこない、米軍用地特別措置法にもとづく強制使用のための手続きを進めてきた。強制使用のために必要となる手続きとは、那覇防衛施設局がこれらの米軍用地の土地物件調書を作成し、これを添付して沖縄県土地収用委員会に強制使用採決申請をおこない、市長村長による公告縦覧と土地収用委員会における公開審理を経て、土地収用委員会の強制使用採決をもって完了するものである。しかし、反戦地主・一坪反戦地主は土地物件調書への署名を拒否し、那覇市長・沖縄市長・読谷村長も代理署名を拒否し、大田沖縄県知事もまた昨年九月に代理署名の拒否を宣言した。こうして日帝は、土地収用委員会への強制使用採決申請をおこなうためには、大田知事を被告とする「職務執行命令訴訟」に勝訴し、橋本首相が代理署名をおこなう以外に一切の方策がない状態に追いつめられてきたのである。

したがって、この裁判は日帝にとって絶対に負けられないものであり、かつ三月三一日の知花昌一さんの所有地の使用期限切れを控えて、何としても三月中に判決をおこなわせねばなら

判決骨子

一、米軍用地特別措置法は憲法の前文趣旨や九条などに違反しない

一、被告は、軍用地としての土地強制使用が違憲かどうかなどについて審査判断する権限を持たない

一、被告が、沖縄の米軍基地の現状などを考慮して代理署名を拒否したのは、やむを得ない選択として理解できるが、米軍用地特別措置法などの法的解釈から、署名拒否を適当とする結論を引き出すのは困難

一、被告の代理署名拒否を放置すれば、著しく公益を害するのは明らか

「職務執行命令訴訟」の判決骨子

判決公判を傍聴するために結集した労働者・市民（3月25日　那覇）

ないものであった。この裁判に敗北することは、日帝が三〇〇〇人の反戦地主・一坪反戦地主の所有地の不法占拠に陥り、沖縄の米軍基地が機能停止をよぎなくされ、日米安保が根幹から揺らぐ事態に直面することを意味する。そして、福岡高裁那覇支部はまさに日本政府の意向に沿って、大田沖縄県知事に「三月二八日までに土地物件調書に代理署名せよ」と命ずる反動判決をうちおろしたのである。この裁判において何が争われてきたのか。そして、この判決がその内容においてもいかに反動的なものであるのか、次にそれを見ていこう。

裁かれるべきは誰であったのか

「職務執行命令訴訟」では、判決に至るまでに四回の口頭弁論がおこなわれた。ここにおいて被告である沖縄県は、米軍基地のもとで人々が犠牲と苦しみを強いられてきた現実は憲法に保障された平和的生存権・平等権の侵害であり、戦後五〇年にわたる米軍用地の強制使用は財産権の侵害にあたると主張し、大田知事による代理署名拒否の正当性をあらゆる角度から論証しようとした。そして、軍事基地のための土地の提供は、強制使用を正当化する「公益」にはあたらず、首相による反戦地主の所有地の強制使用認定が違憲かどうかをも含めて事実審理を徹底しておこなうように要求してきた。また沖縄県は、この事実審理のために反戦地主をはじめと三人の証人調べを申請し、反戦地主をはじめとした沖縄人民のたたかいを裁判に反映させようとした。

これに対して原告である国は、沖縄県の平和的生存権・平等権・財産権の侵害という主張をすべて否定し、この裁判は土地物件調書が適切に作成されたかどうかのみを審査の対象範囲とする形式的な裁判であることを主張した。そして、日米安保と米軍用地特措法にもとづく首相の米軍用地の強制使用認定は、首相の高度の政治的裁量に属するものであり、この裁判の審査の対象範囲とはならないとし、早期判決を要求してきた。そこに貫かれているのは、まさに日米安保や米軍用地の強制使用について国民は口を出すな、黙って従えという態度である。そして、国は何としても三月三一日の知花さんの所有地の使用期限切れまでに判決をおこなうように、裁判所に圧力を加え続けたのである。

福岡高裁那覇支部（大塚裁判長）の訴訟指揮は、終始一貫して国の意向に沿うものであった。那覇支部は、まず最初に反戦地主から申請された裁判への補助参加を拒否した。そして、沖縄県が申請した二三人の証人調べをすべて拒否し、何の事実審理をもおこなわないままに、わずか四回の口頭弁論だけで結審を宣言した。その過程では、大田知事が県議会の開催日で出席できないことを承知のうえで、大田知事の尋問日を通告するなど許しがたい訴訟指揮までおこなった。那覇支部は、あらかじめ国側勝訴の結論を固めたうえで、ただそこに至るための手続きとしてのみ口頭弁論をおこなったに過ぎない。三

代理署名訴訟判決と争点表

	原告・国側	被告・県側	判決
立会・署名は機関委任事務か否か	日米安保と地位協定の目的達成のために軍用地の使用権原を取得する事務は、国の安全保障、外交にかかわる問題であり、その一連の手続きに係る事務はすべて本来的に国の事務だ。	立会・署名が機関委任事務とする法的根拠はない。起業者の恣（し）意的な調書作成を抑制し地主の財産権を保障する適正手続きとして、地方公共団体の事務（自治事務）に適する。	土地収用法は、署名等代行事務を国の機関として都道府県知事に委任し、その管理執行を義務付ける。同収用法の特別法である特措法により署名代行でも同様。本件署名等代行は国の機関としての被告の権限に属する事務である。
審査の範囲	土地・物件調書作成手続きの適否に限定。安保条約にかかわる原告の判断は、高度の政治性がある。首相の強制使用認定の適否および効力の有無までは裁判所の審査対象とならない。	裁判所は知事の自主独立性の尊重と国の指揮監督権の実効性確保との調和を図る立場。知事の署名拒否の適否を審査するなら、先行行為の首相の強制使用認定の適法性も対象となる。	裁判所は、知事が法律上主務大臣の命令にかかる事項の執行義務を負うか否かを審査し、職務執行命令の実質的適否を決すべきものと解される。使用認定の適否、効力まで審査の範囲とはならない。
機関委任事務は拒否できるか	地方自治の行政事務を行う義務と国の機関委任事務を行うとが対立することはなく知事が両事務の優劣を決する必要はない。知事は法令により所掌事務を管理執行するにすぎない。	機関委任事務の委任を受けた知事は憲法から付託された地方自治行政事務の執行と国の事務を主体的に比較衡量し、同事務が本来の職責執行を害する時は機関委任事務を拒否できる。	知事は国の事務執行を義務付けられている場合でも、地方自治の本旨に反すれば執行を拒否できる。しかし、本件署名は地方自治の本旨に反せず、使用認定は違憲などを理由とする自主的判断で、拒否できない。
署名拒否は公益の侵害か	立会・署名の履行が公益か否かは、機関委任事務を指揮監督する首相の裁量。被告の署名拒否は安保条約で米軍への土地提供義務を負うわが国の公益を著しく害することが明らかだ。	国主張は「軍事公益論」で憲法九条違反。被告は憲法上、住民の生命、財産、人権を守るのが責務。米軍基地の過密さや被害実態からすれば、被告の署名拒否こそが沖縄の公益だ。	代理署名拒否によって、那覇防衛施設局は、使用認定を得ていながら、県収用委への裁決申請を適式にできなくなる。収用委の審理前に、土地の使用権限取得の可能性を奪われるもので、土地収用法が実現しようとする公益を著しく害する。
土地・物件調書の作成手続きの瑕疵	地主の立ち会いとは調書作成の場への立ち会いで、作成過程が適式か否かの確認。記載が現地と符合するか直接確認する手続きではない。現地確認ができなくても異議を主張できる。	調書内容が真実か否か、作成手続き適否の確認のため、立会・署名は対象土地の現場で行うべき。現場確認を省くのは土地収用法違反。地籍不明地もあり内容に瑕疵（かし）がある。	防衛施設局長は測量、調査その他資料に基づき、一応の合理性が認められる方法により土地、物件調書を作成した。所有者の立会とは、右調書を示して署名押印を求めれば足り、作成の全過程での立ち会いまで認めていない。
基地の実態は違憲か	憲法でいう平和とは抽象的で、平和的生存権の裁判規範性の根拠にならない。平等原則は国民の規定で地方公共団体に及ばない。五十年に及ぶ軍用地使用は直ちに憲法違反と言えない。	沖縄への基地集中は憲法の平等原則に反し、基地被害は住民の平和的生存権を脅かしている。基地の長期固定化を目的とする強制使用は「公共のため」に当たらず、財産権の侵害だ。	米軍用地特措法は違憲ではない。平和的生存権は、憲法上具体的に保障された権利でない。（沖縄への基地集中、五十年の軍用地使用が違憲か否か、には言及せず）。

在日米軍用地強制使用手続きで今後予想される動き

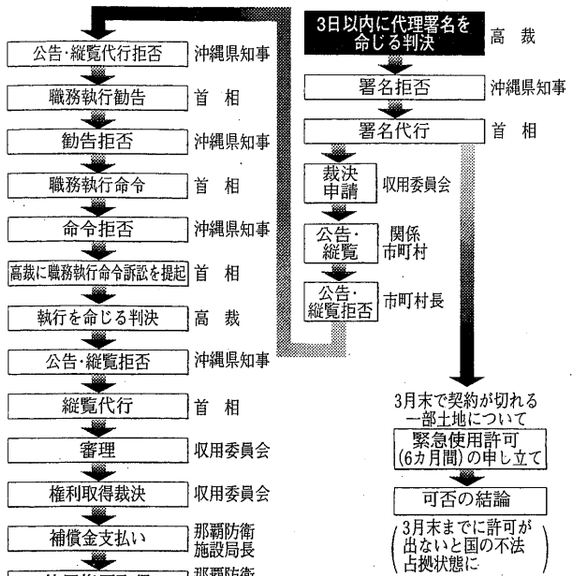

職務執行命令訴訟

地方自治法一五一条の二により、都道府県知事が機関委任事務の執行を怠り著しく公益を害した場合、主務大臣は知事への勧告、命令を経て高裁に職務執行を命じる裁判を請求できる。職務執行を命じる判決が出ても、知事が従わなければ主務大臣が知事の仕事を代行できる。今回、米軍用地強制使用に必要な代理署名を拒否した大田昌秀沖縄県知事に対し、首相が署名するよう勧告、命令したが、従わなかったため福岡高裁那覇支部に提訴した。

地方自治法第一五一条の二（職務執行命令訴訟）

①主務大臣は、知事が国の権限に属する事務の執行を怠る場合、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書で知事に期限を定めて事務の執行を勧告することができる。

②勧告した事項を知事が行わないときは、文書で期限を定めて執行を命令することができる。

③主務大臣は、知事が命令に従わない時は高裁に執行を命ずる裁判を請求できる。

土地収用法第一二三条

①収用委員会は、裁決申請があった土地などの使用が緊急に必要な場合で、裁決の遅れで土地などの使用が遅れると日本の安全と極東における国際の平和、安全の維持に著しく支障を及ぼすおそれがあるときは、防衛施設局長の申し立てにより、土地の区域と使用の方法を定めて防衛施設局長に担保を提供させた上で、直ちに当該土地の使用を許可することができる。

②使用の期間は六月とする。使用許可の期間の更新はできない。

月二五日の国側の勝訴は、このような訴訟指揮から予測されたものであった。

別掲の「判決骨子」や「代理署名訴訟判決と争点表」からも明らかなように、判決の内容はそのほとんどの点において国側の主張をそのままくり返したものであった。そして、「被告の代理署名拒否を放置すれば、著しく公益を害するのは明らかだ」として大田知事に代理署名を命じたのである。

しかし、わずか四回の口頭弁論においても、国側と沖縄県側のどちらに正義があるのかは明らかであった。そもそも、アジアと世界の人民を抑圧するための帝国主義間の軍事同盟である日米安保のために、そして日米安保にもとづく米軍基地のために反戦地主の土地を強制使用することがどうして「公益」なのか。「戦争のための軍事基地に自分の土地は使わせない」と宣言する反戦地主の側にこそ正義があることは言うまでもないことである。象徴的な事態は、三月一一日の最後の口頭弁論であった。この日、被告とされた大田知事は県側弁護団の尋問に答える形で、沖縄戦においてどれほどの犠牲を強制されたのか、戦後の米軍政下における銃剣とブルドーザーによる土地の強制的接収がいかにおこなわれたのか、「基地の島」ゆえに沖縄人民がどれほど命と生活を脅かされてきたのかを語った。そして、沖縄人民の米軍基地撤去の要求の正当性は明らかであるとして、自らの代理署名拒否こそこの沖縄人民の要求にもとづくものであり、知事として「公益」を代表したものであると言いきった。この大田知事の発言に対して、国側は一言も反対尋問をおこなうことができずに沈黙したのである。まさに裁かれるべきは、大田知事ではなく国（日本政府）なのだ。「職務執行命令訴訟」は、このことを日本全国のみならず、全世界に向けて明らかにしたと言うことができる。

米軍用地の強制使用を粉砕せよ

「職務執行命令訴訟」は、国側の勝訴によって終わった。しかし、それは米軍用地の強制使用を阻止するたたかいにとって、そして米軍基地撤去―安保破棄に向けたたたかいにとって序幕の攻防が終わったに過ぎない。大田知事は、福岡高裁那覇支部の代理署名命令を拒否し、ただちに上告することを表明した。これに対して、橋本首相は三月二九日に代理署名をおこない、沖縄県土地収用委員会に三〇〇〇人の反戦地主・一坪反戦地主の所有地の強制使用採決申請と知花昌一さんの所有地の六カ月間の緊急使用許可申請をおこなった。しかし、知花昌一さんの所有地については強制使用採決はもちろん、六カ月間の緊急使用すら間に合わず、四月一日から日本政府が不法占拠状態に陥ることが確定した。土地収用委員会は「慎重審理」を決定しており、日本政府が緊急使用許可を得られるかどうかも明確ではない。知花さんの所有地の不法占拠が長期化することは確実である。さらに来年五月一四日に強制使用期限切れを迎える三〇〇人の反戦地主・一坪反戦地主の所有地についても、土地収用委員会の審理がそれまでに終了することは困難である。すでに沖縄の八市町村の首長および大田知事が公告縦覧を拒否することが確実であり、日本政府は再び大田知事を被告とした「職務執行命令訴訟」の提訴を迫られる。さらに沖縄人民の反基地闘争の巨大な高揚のもとで、日本政府が大田知事によって任命された沖縄県の土地収用委員会において強制使用採決を得られるかどうかも確実ではない。まさに、一切を人民のたたかいが決定するといっても過言ではない情勢が訪れているのだ。

橋本政権は、知花さんの所有地の不法占拠が確定した三月二九日、梶山官房長官の談話を公表し、政府が知花さんの所有地の使用権原を失った後も土地を返さず、米軍用地として使用し続けることを改めて表明した。そしてその根拠として、①過去二〇年間、賃貸借契約にもとづき適法に使用してきた、②土地を引き続き米軍に提供することは日米安保条約と地位協定上の義務、③米軍用地特別措置法にもとづき、土地使用権原を得るための手続きを取り、引き続き適法に使用し続けるための努力をしている、④土地所有者に借料相当の金員の提供をして損害を生じさせない、という四項目をあげた。しかし、これが不法占拠を正当化する根拠たりえないことは明らかである。とりわけ、日米安保にもとづく土地提供の義務をあげていることは、例え国内法上の根拠がなくとも日米安保のためならば何でもできると宣言したことに等しい。それはまさに、有事立法なき有事体制の執行とも言うべきものである。

同時に橋本政権は、地主である知花さんが自分の所有地に立ち入ることすら拒否する態度をうちだし、知花さんの所有地がある楚辺通信所（象のオリ）のまわりを立ち入り阻止のために二重のフェンスで囲うという工事を三月二六日に急きょおこなった。そして、楚辺通信所の周囲を警察による戒厳体制下に置いた。この事態は、沖縄人民の脳裏に米軍政下の銃剣とブルドーザーによる土地強奪の記憶をまざまざとよみがえらせた。「日本政府がやろうとしていることは、まさに米軍によるかつての土地強奪と同じことだ」、沖縄人民は進行する事態の本質をこのように見抜き、さらに怒りに燃えて米軍用地強制使用阻止―米軍基地撤去に向けてたたかい抜こうと決意を固めている。

すべての先進的労働者・学生は、改めて確認しよう。いまや、一切を人民のたたかいが決定すると言っても過言ではない情勢が訪れているのだ。沖縄人民のもはや引くことができない米軍基地撤去―安保破棄に向けたたたかいは、「本土」の多くの人民の心をうち、たたかいへの決起を求める人民が日々増え続けている。これが「本土」における米軍基地撤去―反安保を掲げた巨大な人民の決起に未だ転化していないのは、保守二大政党勢力と連合が必死に人民のたたかいをおしとどめようとしているからだ。四月一五日に大阪、一六日に東京で開催される反戦地主会・一坪反戦地主会・違憲共闘会議の共催集会は、このような情勢をうち破っていくための沖縄人民の断固たる決起にほかならない。沖縄人民のたたかいに応え、四月一五日の大阪集会、一六日の東京集会への総決起を組織しよう。とりわけ、日米首脳会談―安保「再定義」反対を掲げ、労働者階級の中から米軍基地撤去―日米安保破棄に向かうたたかいへの総決起を組織しよう。そして、アジア共同行動日本連絡会議のたたかいの先頭に立ち、労働者人民の総決起をアジアの反帝闘争に連帯する沖縄の侵略反革命前線基地粉砕のたたかいへ、日米安保―アジア集団安保粉砕のたたかいへと全力で領導しよう。

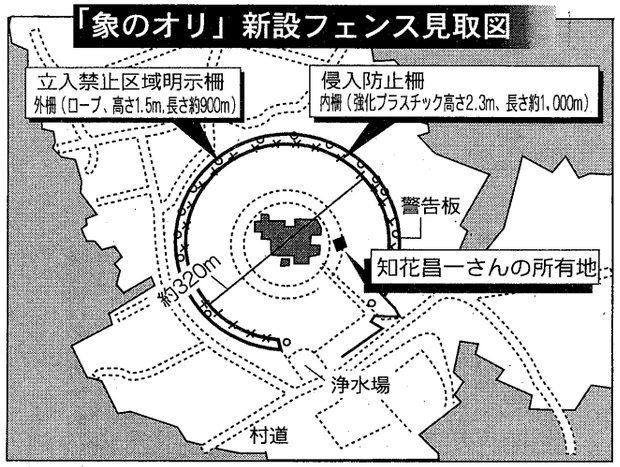

「象のオリ」を囲む新設のフェンス

第13回ISAの成功をかちとり 労働運動の国際連帯を強化せよ

4月29日～5月9日

フィリピンの全国労組センターKMUは、四月末から第一三回ISAを開催し、全世界のたたかう労働組合、労働者に参加をよびかけている。われわれは日本のたたかう労働組合、労働者に対して、日米帝国主義の支配とたたかうアジアの労働運動との連帯を発展させ、国際的な労働運動の相互連帯と共同闘争の発展のためにISAへの積極的な参加をよびかける。

（1）

KMUは一九八〇年、当時の反マルコス独裁闘争の高揚のなかで結成され、八四年に世界各国の労組、教会勢力をも含む広範な労働者支援組織を結集して最初のISAを開催した。ISAの当初の性格はフィリピン労働者人民の反独裁民主化闘争に広範な国際的支援をよびかけるものであった。以降、国際的にはソ連東欧の崩壊、世界労連の解体のなかで、国際的な労働運動の連帯にとって各国の左派労組が結集するISAのもつ位置が浮上するとともに、国内的にはアキノ政権の誕生、外資の導入と労働者の増大などフィリピン社会の変化のなかで、ISAの役割も労働運動を前進させるという観点から変化を要求されていった。

現在のフィリピン労働者をとりまく状況は、ラモス政権の「フィリピン二〇〇〇年計画」のバラ色の宣伝とは裏腹に、外資の導入のなかでインフレと大衆の生活苦が進行し、労働者の不満が高まり、スト件数が増大している。そして、他方においては労働者の分断がますます進行している。労働運動の現状は、KMUから分裂した部分のTUCP（御用組合のナショナルセンター）への接近が進行し、ラモス政府はこれらの労組指導部を「政労資三者会議による産業平和提言」のもとにとりこみ、中期経済発展計画の支柱にしようとしている。これに対してKMUは、分裂の総括として組合員学習運動に大きな力をいれ、組織をうち固め、フィリピン労働者階級のたたかいの機関車の役割を果している。そして大衆の生活苦のなかで、賃上げを要求するたたかい、ガソリンなどの生活必需品の値上げや付加価値税などの大衆収奪に反対するたたかいの先頭に立ち、またラモスの打ちおろした弾圧法＝「反テロリズム法」に対する全人民的反対闘争の先頭に立っている。

同時に、KMUはこのたたかいを世界の労働者のたたかいと結合して勝利しようとよびかけ、国際連帯に大きな力をさいてきた。ISAはこの国際活動の中心的事業であり、またKMUにとって傘下大衆が直接海外の労働運動、労組代表に接する数少ない機会であることから、大衆に対して国際連帯を教育する機会としても位置づけてきた。

本年のISAは、昨年とほぼ同様に、「労働者の反帝国主義にもとづく連帯を強化しよう」「わが労働者の連帯を具体的な行動へ転化しよう」というスローガンと基調のもとに行われる。昨年のISAの基調は、帝国主義と多国籍資本による解雇、リストラ、既得権はく奪と不安定雇用の攻撃に対して、第三世界と帝国主義足下を貫いた反帝国主義のたたかいを呼びかけるものであった。KMUは、昨年のISAを「報告討論のISAから情報交換、反帝国主義への労働者教育、具体連帯行動を行うISA」へと前進してきたと総括している。本年のISAにおいては、この世界の労働者の具体的な国際連帯行動という発展方向がますます強まってくるのは間違いない。

（2）

日本の労働者にとってKMUとの連帯を前進させることは大きな課題である。日帝はますます強まる帝国主義間抗争のなかで、アジアへの生産拠点の移転を大規模に推進し、アジアの労働者の直接的な搾取と収奪、原材料・資源の収奪をもって延命をはかろうとしている。そして、アジア各国の反人民的政権を自らのもとに従属させ、アジアにおける政治的・軍事的覇権を確立していこうとしている。アジア人民の中からこれへの抵抗が広範に生みだされてきており、アジア各国のたたかう労働組合は自国の反人民的政権との闘争と日帝による支配との闘争を固く結合させていくことを迫られてきている。この新たな情勢のもとで、日本における階級的な労働運動の再建はアジア各国におけるこのような労働組合のたたかいに連帯し、日帝によるアジア侵略・支配とたたかうことをその不可欠の内容としていかねばならない。そうでなければ、強まる帝国主義的排外主義とたたかい、日本の労働者階級の階級形成を発展させていくことはできない。

■資料■　第13回KMU－ISAへの呼びかけ

働く仲間のみなさん！

KMU（五月一日運動）全国執行委員会は、フィリピンのマニラで来たる1996年4月29日から5月9日にかけて開催される第13回ISA（国際連帯集会）へ、あなた方の組織が参加して下さるようお願いいたします。

帝国主義・資本主義の支配者どもが、私たち労働組合にし烈な攻撃をしかけてきている今日、この例年の集会は今までになく時宜にかなったものになるでしょう。

今回の行事は、昨年の16カ国・45人の参加をもって開催された最大規模のISA集会をまっすぐに継承したものです。すなわち昨年掲げた「労働者の反帝国主義にもとづく連帯を強化しよう」と「わが労働者の連帯を具体的な行動へと転化しよう」という主張を引き継ぐものです。

私たちのたたかいと連帯活動は、徐々にではあるが確実にその地歩を進めつつあるということを、誇りをもっていうことができます。第三世界諸国から帝国主義本国にいたるまで、どこにでも、労働者の運動がよみがえりつつあります。仕事、賃金、労組や民主的権利に対する帝国主義者からの猛攻撃に対して、地方的あるいは全国的ゼネストで抵抗しています。そして多くの労働者が、われわれの時宜を得た呼びかけに応えてきています。さまざまな国の労働者相互における支援の経験の交流は、より一層重要なものになってきています。

来る第13回ISA会議では、わが同志・友人である労働者たちの最近の進展について話し合いたいと思います。各国報告に続いてたたかいの評価を行います。そして、今後の活動方針を決定します。

大衆とともにたたかっている者として、皆さんの経験から多くのことを学びたいと思っています。1996年2月末までに、あなたがたの参加の意向をぜひお知らせください。

1995年11月25日

KMU議長
クリスピン・ベルトラン

このようなアジア各国の労働運動への連帯にとって、KMUの持つ位置はきわめて大きい。それはKMUがフィリピン革命の階級基盤である労働者階級のたたかいにおいて基軸的位置をしめており、また帝国主義による支配とのたたかいを意識的に追求し、反帝国主義の立場から日帝本国の労働運動との連帯をつくりだそうとしてきたアジアにおける最も先進的な労働運動体のひとつだからである。KMUはまた、AWC（日米のアジア侵略・支配に反対するアジアキャンペーン）として開始されてきた反帝アジア人民政治統一戦線の建設のために、大きな役割をはたしうる勢力でもある。日本の先進的労働者は、ISAにおいて、日本の労働組合のKMUへの連帯をさらに強化し、広範な日本の労働者が参加しうるアジアの労働運動への連帯を発展させていかねばならない。

同時にISAは、アジアにおける労働運動の相互支援と国際共同闘争を強化していくための貴重な場所でもある。KMUもまた、ISAの場を現実の階級闘争の要請に応じた、より多くの労働組合が参加する実質的な各国労働運動の相互支援と国際共同闘争の論議の場へ、さらにその論議を行動に移す場へと発展させようとしてきた。われわれは、このことを断固として支持する。とりわけ、日米帝がアジア諸国の支配層と結託し、アジアでの経済的・政治的支配を強め、それへの労働者人民のたたかいが発生するなかで、この労働者の現実の要求に応えるものとしてアジア各国の労働運動の相互支援と国際共同闘争がしっかりと組織されていかねばならない。ここにおいて、急速に増大する日系企業において労組の組織化を開始したアジアの労働者のたたかいを支持し、具体的に連帯していくことは、アジア労働者との連帯を通じて帝国主義本国の排外主義とたたかい、階級的労働運動を建設すべき日本の労働者階級にとって重大な課題である。このようなアジア各国の労働運動の相互支援と国際共同闘争の発展は、その内部からアジアにおける労働運動の国際的な恒常的団結組織の形成を要求するものであり、またわれわれはそのことをアジア各国の先進的な労働組合が意識的に追求していかねばならないと確信する。

さらにアジア各国の労働運動の相互支援と国際共同闘争は、経済闘争におけるそれにとどまることはできない。帝国主義による支配そのものが、経済的搾取・収奪と政治的・軍事的支配を固く結合させたものとして存在しているからである。アジアにおいては、この要請に立脚して、すでにアジア人民の日米帝国主義による支配とたたかう国際共同闘争と相互支援のための政治的統一戦線の建設がAWCとして開始されてきた。KMUを含んで、ISAに参加する労働組合のいくつかはAWCの重要な構成団体でもある。ISAの場において、アジアにおける労働運動の相互支援と国際共同闘争の発展にとってAWCの持つ意義を鮮明にし、AWCへのより広範なアジアの労働組合の結集が追求されていかねばならない。ISAの成功のために、アジア各国の労働組合との共同の努力を組織していこうではないか。

アジア共同行動日本連
――結成総会を開催
3月7日・東京

三月七日、東京・浜松町の海員会館において、「日米のアジア支配に反対し、アジア人民の連帯を推進する日本連絡会議」（略称・アジア共同行動日本連）の結成総会が開催された。

司会の鴨居守さん（東京交通労働組合地下鉄建設支部副支部長）の開会あいさつの後、日本連呼びかけ人を代表して斉藤一雄さん（憲法を活かし、自衛隊の海外派兵に反対する実行委員会代表）、小城修一さん（JPM90代表世話人／洛南労働組合連絡会議代表）からのあいさつが行われた。斉藤さんは、「住専問題への税金六八〇〇億円の投入が大きな問題となっているが、その陰で防衛費には四兆円以上、ODAには一兆円以上が使われているし、国連安保理常任理事国入りの動きも活発になっており、日本はますます軍事大国化の道をひた走っている。また七〇年安保闘争はまさに安保・沖縄闘争だったが、その敗北のつけが今きている。今こそ安保を解消しなければならない。アジアの人民は、軍事大国化にも、国連安保理常任理事国入りにも、安保にも反対している。アジア人民と団結し、今後もともにがんばっていこう」と述べた。また小城さんは、「昨年三月、今日と同じ場所でアジア共同行動日本実行委員会を結成し、一年間たたかってきた。戦後五〇年攻撃とのたたかい、軍隊「慰安婦」問題をはじめとする戦後補償をもとめるたたかい、六・一五アジア共同行動の全国各地でのたたかい、八月台湾・フィリピンへの日本実代表団の派遣と連帯ツアー、国連安保理常任理事国入り反対全国署名運動、ゴラン高原派兵反対防衛庁抗議行動など数多くのたたかいを展開し、また一〇月のAWC第二回総会の成功をかちとってきた。日本実を日本連絡会議へと発展させることによって、アジア人民と連帯し、日米のアジア侵略とたたかう運動をさらに発展させよう」と述べた。

つづいて上原成信さん（一坪反戦地主会関東ブロック代表）から特別発言として、沖縄のたたかいについての提起が行われた。上原さんは最初に、少女レイプ事件の被告である米兵三人に対して、この結成総会の当日に懲役七年と六年半の判決が出されたことを報告した。そして、この間の「職務執行命令訴訟」の経過を説明しながら、裁判の真の主人公である反戦地主の裁判への参加を拒否し、県側が申請した証人をすべて却下するなど、裁判所が不当な訴訟指揮を行い、国の意向に沿った早期判決を出そうとしていることを弾劾した。しかし、そうしたとしても四月一日からは「象のオリ」の知花さんの土地が国による不法占拠状態となる可能性は大であり、この日に向けて沖縄－「本土」での大闘争をかち取ること、とりわけ「本土」でのたたかいが重要であることを訴えた。そしてまた、四月一七日の日米首脳会談－日米安保の「再定義」に反対するたたかいへの結集を提起し、「沖縄の基地はいらないのでただちに持って帰れ」とクリントンに突きつけようと呼びかけた。

その後、桜井宏之さん（軍事問題研究会事務局長）による「日米安保の再定義とは」と題する講演が行われた。そして、日本連の呼びかけ人であるいとう正敏さん（前参議院議員）、中岡基明さん（全国一般労働組合全国協議会中央執行委員長／自立労働組合連合副委員長／JPM90事務局長）、白松哲夫さん（アジア共同行動－九州・山口実行委員会代表）、小峰雄蔵さん（憲法を活かす東京の会／平和憲法の会21事務局長）からの発言が行われた。またAWC国際事務局からアジア各国のたたかいの現状とAWC運動の今後についての報告、そしてこの結成総会に寄せられたフィリピン・BAYANとインドネシアからの連帯メッセージの紹介がなされた。結成総会は最後に、中岡さんから提起されたアジア共同行動日本連の結成議案と運動方針を全員で確認し、共同代表としていとう正敏さん、小城修一さん、斉藤一雄さん、中岡基明さんを選出して終了した。

この日本連結成の第一の意義は、九二年のアジア一二カ国・地域の大衆組織の結集による一〇月国際会議から開始され、昨年一〇月のAWC第二回総会の成功によってさらなる

発展をかちとった国際的なAWC運動と結合しながら、日本におけるAWC運動を発展させていくための組織的基盤を確立したことにある。また第二には、昨年三月にAWC第二回総会の成功とさまざまな大衆運動の推進のために全国各地の大衆組織によって結成された「日米のアジア支配に反対し、アジア人民の連帯を推進する日本実行委員会」の成果を引きつぎ、今後それを恒常的で全国的な大衆的統一戦線としてさらに発展させていくための組織的な橋頭堡を築きあげたことにある。社会党の転向と解体、二大保守政党制への本格的突入と日帝の政治・軍事大国化という情勢のなかで、二大保守政党制下での新たな階級闘争構造の構築が緊要な課題となっている。AWC運動―アジア共同行動日本連が提起する日米のアジア侵略・支配に反対し、アジア人民の連帯を推進する国際共同闘争は、日本における新たな階級闘争の前進を切りひらくための大きな可能性を持つものである。われわれ共産同（全国委）は、こうした先進的たたかいを断固支持し、その最先頭で牽引することを決意する。同時にわれわれは、こうした大衆的なたたかいのただなかから反日帝国際主義プロレタリア政治闘争を発展させ、反帝アジア人民政治統一戦線を建設し、日本帝国主義打倒にむけて奮闘する。ともにAWC運動―アジア共同行動日本連のさらなる前進をかち取っていこう！

沖縄と京都を結ぶ 女たちの集いが大成功

――桑江テル子さんが講演――

3月16日・京都

三月一六日午後一時からウイングス・京都において、沖縄の「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の桑江テル子さんを招いて、「沖縄と京都を結ぶ女たちの集い」が同集会実行委員会の主催で行われた。集会には京都周辺在住の基地と安保に反対する女性たちを中心に多くの人たちが集まり、熱気あふれるものだった。最初にフィリピンと韓国からの連帯メッセージが紹介され、続いて桑江さんから次のような講演が行われた。

昨年沖縄から多くの女性たちとともに北京の世界女性会議に参加したが、帰国した日の九月四日に少女暴行事件が起こったことを後から新聞で知った。女性の問題を考えてきた自分を含む女性たちが、「これ以上黙っているわけにはいかない」と思って領事館などに抗議し、記者会見などを行ったのが少女暴行事件に対する沖縄での最初の行動だった。女性たちが発言し、共通の課題に立ち上がらねばならないということで最初に行動を起こし、その後他の団体も立ち上がった。戦後五〇年にわたって由美子ちゃん強姦殺人事件など沖縄の人たちの人権侵害が数えきれないほど起こり、それは今も続いており、沖縄では人々の人権が守られず尊厳が認められていない。七二年の「復帰」の時は、日本国憲法のもとで人権が守られ平和な暮らしができると期待したが、中身はスカスカでがっかりした。今から考えると、「復帰」したことが本当に正しかったのか、と思うことがある。「復帰」以降、米兵による強姦・性暴力事件は一一〇件となっているが、これは氷山の一角である。「傷もの扱い」されるという風潮から訴えることができない女性が多く、実際には少なくとも五倍、もしかすると十倍はある。米軍はそのデータを消しているが、韓国やフィリピンの米軍基地よりも沖縄でのほうが多い。米軍はこのような事件が起こっても「二度としない、おわびします」とくり返すばかりで、住民の声は聞かず、抗議は日本政府にせよと言う。昨年一一月に外務省などに要請行動を行ったが、一切返事はなかった。

その後、アメリカに向けた「ピース・キャラバン」に参加し、国連や大学のゼミなどに参加して議論や交流を行い、米軍犯罪、特に子ども・女性に対する犯罪、人権侵害事件に関して過去にさかのぼる総点検をおこなうことなどを要請した。かつて「復帰」運動のころにオルグ団で東京に行っても飲み屋で沖縄の人は断られることがあったが、いくら声を上げてもふり向かない、聞く耳をもたない日本政府は沖縄を政治的に差別しており、そもそも基地の七五％を押しつけていること自体が沖縄への差別なのだ。また二〇年前には政党・労組も立ち上がったが、現在では社会党も動かないし、労組も変わった。今は点でしかない動きを面にするように、ひとりひとりが安保・地位協定に反対して動き、声を上げていこう。

講演後の意見交換では、滋賀の沖縄県人会の女性が、沖縄で生まれた自分も今日初めて知ったことが多く、今は署名運動をしているだけだがあちこちで運動をやっているのを知って感激した、行動をつくっていくために相談していきたい、と発言した。また「ひめゆり」世代の女性から、沖縄の問題は「本土」ではあまり報道されず、関心も沖縄の人に比べて低いが、自分も含めて自らの問題としてとらえていかねばならない、という意見も提起された。また最後に岡部伊都子さんが、「差別を越えて人類が命を大事にすること。二七年前に沖縄を初めて訪れたが、未だに基地があるのは政府の対応が遅すぎる。ヤマトンチュは自覚をもち、自覚をどう形にするか考えること。そして男の女に対する支配から解放され、人権を確立することが必要であり、性の問題を人格の問題としてとらえ、人格の確立を行う」ことを訴え、多くの参加者の心を動かした。それに答えて桑江さんも、女性に対する性差別も戦争をもって「平和」を維持しようとする考えも暴力による解決という意味では同じであり、自分も世界の女性運動の先頭に立ってたたかおうと思う、と決意を述べた。

その後、島歌を聞いてから集会参加者は円山公園までのデモを行い、「性暴力を許さない、基地・核安保はいらない」という声を街に響かせ、街行く多くの人々の注目を集めた。京都で女性たちが集まり、自らの問題として沖縄の問題を考え、大規模に声をあげ行動したのは大きな成果である。参加者からも、女性たちが性暴力などを自分たちの問題として語ることができ感動した、という声が多くあがっている。日本軍「慰安婦」問題などを見ても、侵略・抑圧と性差別・性暴力は不可分の問題である。沖縄の少女レイプ事件と基地の問題を、あらゆる女性、そして男性の労働者人民は自らの問題として引き受け、全人民的な安保粉砕・基地撤去のたたかいをつくりだしていこう。

ひびけ 沖縄のこころ

――基地のない平和な島を――

三千人の結集で集会が成功

3月20日・大阪

三月二〇日午後一時から、大阪・中之島中央公会堂において、「伝えよう！沖縄の怒りと平和のこころ、基地はいらない関西の集い」（主催・同実行委員会）が三〇〇〇人を越える結集で開催された。この集会は、大阪の沖縄県人会など在「本土」の沖縄人団体、大阪を中心とするさまざまな労働組合・市民運動の広範な参加によって昨年から準備されてき

たものであった。

この集会では、沖縄から参加した金武町長の吉田勝広さん、反戦地主会の島袋善祐さん、基地・軍隊を許さない行動する女たちの会のキャロリン・フランシスさんが発言をおこなった。これらの沖縄からの代表は、沖縄現地でのたたかいを生々しく報告するとともに、何よりも「本土」における人民の立ちあがりを厳しく要請した。

集会の後半では、佐井弁護士からの「職務執行命令訴訟」の裁判報告が行われた。また、一坪反戦地主会・関東ブロックの上原成信さん、愛知沖縄県人会会長の渡久地政司さん、大阪沖縄県人会会長の壁川さんなど、多くの在「本土」の沖縄人団体からの発言がおこなわれた。集会決議の採択の後、集会参加者はエイサーを先頭にして、難波までの「ピース・ウォーク」を行った。

この集会は、在「本土」の沖縄の人々が現地のたたかいと心をひとつにして運動を進めていることを示すとともに、反基地・反安保のたたかいが広範な労働者・市民のなかに急速に広がっていることを示すものであった。この人民の決起をさらにおし広げ、反日帝国際主義の旗のもとに四月日米首脳会談粉砕闘争に向けてさらに発展させよう。

写真は、中の島公会堂をうめつくす結集で成功した3・20集会

本の紹介

ある日本軍「慰安婦」の回想
～フィリピンの現代史を生きて

マリア・ロサ・L・ヘンソン著

岩波書店　~~1200~~ 1700円

日帝の敗戦五〇年であった昨年、一二月一五日に一冊の本が発刊された。「ある日本軍『慰安婦』の回想～フィリピンの現代史を生きて」（岩波書店）である。原著者のマリア・ロサ・L・ヘンソンは、フィリピンで最初に名乗りを上げた元日本軍「慰安婦」であり、現在、東京地裁で進行中の日本政府を相手どった謝罪と補償を求める訴訟の原告の一人である。

「ある日本軍慰安婦の回想」は、まず何よりも日本帝国主義軍隊が侵略したアジア諸国でいったい何をしたのか、という事実を、その被害にあった元「慰安婦」自身がペンをとり書き上げたという点で、大きな価値がある。とくに、ロサ・ヘンソン自身も参加したフィリピンの抗日勢力のたたかいをも含めて、日本においては帝国主義侵略戦争の現実が隠され、闇に葬られようとしている今、この本が果たす役割ははかりしれないものがある。

戦後補償を要求してデモをするロサさん（中央）

この本の大きな特徴は、その副題にもあるとおり、ロサ・ヘンソンという貧農出身の一女性の目からみたフィリピン現代史といったものになっていることである。

この自伝の執筆の過程は、ロサ・ヘンソン自身にとっても、自分自身が解放されていく過程であったという。日本軍によって捕らえられ「慰安婦」にされたことさえ、「なぜ逃げなかった」と自分を責め、植民地支配の犠牲者であった小作の祖父母や母の人生を「恥」と感じるところから、「物語ることによって、私は徐々に自分が自由になりつつある、自由になっているという実感がありました。……私はこの闘争を続けながら、そしてこの物語を書きながら、さまざまに自分が以前とは違った自由な考えを持つようになったと思います」と、彼女自身が簡潔に、しかし印象深く語っている。日本というこの百年来の帝国主義国に生きるわれわれが、ロサ・ヘンソンの口から語られる物語を通して、日本という国とあの戦争をとらえかえすことができれば、帝国主義によって分断支配されてきた負の歴史を乗り越え、共通の歴史を取り戻していく入口になるに違いない。

ロサ・ヘンソンの半生を通して、われわれは戦争後も日米帝国主義の支配のもと、フィリピン人民の受難は果てることがなかったことを知ることができる。この本の後半には、戦後も本質的には変わらなかった帝国主義の軍事同盟下でのフィリピンが描かれている。戦後世界の覇者となった米帝は、一九五一年には米比相互防衛条約を締結し、フィリピン国軍を通じて、フィリピン民衆の武装抵抗闘争組織であったHMBをたたきつぶした。ロサ・ヘンソンはその戦闘の中でHMBの一員であった夫を失った。ここから彼女の三人の子供と母親を抱えた長い生活苦の時代が始まるのだが、これと重なる戦後のこの一時期は、われわれ日本の人民にとって現在に直接につながる数多くの問題の始まりを提示している。今日につらなる日米安保体制が成立し、そのもとでのアジア民衆への抑圧がふたたび強まっていく転換期であり、日本はこの構造のもとで戦後補償を切捨て、ロサ・ヘンソンのような戦争犠牲者のもとには一円たりとも届かないままに、戦後賠償を足がかりにアジアへのふたたびの経済進出に乗り出し、やがて帝国主義として復活していった。この本の最後には、ロサ・ヘンソンが五〇年の沈黙を破って名乗り出る決意をする過程が述べられている。この決意を促したのは、PKO法の成立による日帝の海外再出兵の開始とそれを前後する日本の政治軍事大国化への怒りである。彼女は、この延長線上にある「民間基金」を強く告発しているが、これもまた今現在の私たち自身の闘争課題である。この本に触れるすべての読者の皆さんが、あらためて戦後の日米軍事同盟とそのもとでの日本帝国主義の復活がいかなるものであったのか、そしてまた現在の日本帝国主義の再出兵をアジアの民衆の視点からとらえ返すのに絶好の材料となると思う。

ロサ・ヘンソンは、昨年の沖縄の少女強姦事件にふれて、「私はその沖縄の少女のニュースを聞いた時、彼女は私でもある、私は彼女でもあるというふうにすぐ感じることができました。やはり、私が経験したこと、そして今も多くの場所で女性たちが経験していること、というのが非常に共通する部分があると思います。ですから私は、改めてやはり自分だけじゃなくって多くの人々と連帯しながらたたかっていく必要があるというふうに思いました」と述べている。ロサ・ヘンソンの体験は、日本帝国主義軍隊による女性への抑圧・暴力に根ざすものであり、ロサ・ヘンソンはじめ元「慰安婦」女性一六〇人以上を名乗り出させたのは、フィリピンにおける帝国主義支配とたたかう女性運動の存在である。この本が語る事実は、沖縄－本土－アジアをむすび帝国主義に反対する女性の連帯をめざす上でも、大きな意義をもっている。（文中敬称略）